

福島県女性活躍・働き方改革支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性活躍・働き方改革支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、職場における女性活躍を推進するとともに、男性の育児等への参加を促進し、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、介護休業の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりを推進していくことを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 育児休業

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1項第1号及び各事業所において就業規則又は労働協約等（以下「就業規則等」という。）に定めるところにより、その子を養育するための休業制度をいう。

(2) 労働者

労働基準法第9条に規定する労働者をいう。

(3) 年次有給休暇

労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇をいう。

(4) 所定外労働

就業規則等に定める労働時間外の労働をいう。

(5) 常時雇用する労働者

期間の定めなく雇用されている者又は2か月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者をいう。

(6) 所定労働日数

1年間の暦日から就業規則や雇用契約書で定めた所定休日日数を差引いた年間の労働日数をいう。

(7) 所定労働時間

就業規則や雇用契約書で定めた始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を引いた時間をいう。

(8) 出生時育児休業（産後パパ育休）

子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内に、四週間以内の期間を定めてする休業をいう。

(9) 管理職

事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職（専任職、スタッフ管理職等を含む。）の者をいう。

(10) 役員

取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事及びその他、実質的に企業の経営に従事している者をいう。

(11) 治療

不妊治療のほか、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病など反復・継続して治療が必要な疾病的治療をいう。

(12) 正規雇用労働者

期間の定めのない労働契約を締結しており、所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであり、直接雇用される労働者をいう。

(13) 非正規雇用労働者

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者及び同条第2項に規定する有期雇用労働者をいう。

(14) 介護休業

育児・介護休業法第2条第1項第2号及び各事業所において就業規則等に定めるところにより対象家族を介護するための休業制度をいう。

(15) 介護休暇

育児・介護休業法第16条の5、第16条の6及び各事業所において就業規則等に定めるところにより対象家族を介護するための休暇制度をいう。

(対象となる取組)

第4条 本事業の対象となる取組（以下「対象取組」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 女性活躍の推進
- (2) 男性の育児休業の取得促進
- (3) 介護休業の取得促進
- (4) 所定外労働の削減
- (5) 年次有給休暇の取得促進

2 前項に掲げる取組ごとの成果目標は下表のとおりとする。

取組内容	成果目標
女性活躍の推進	<p>ア 女性管理職の増加 当該年度に係長相当職以上に占める女性の割合が20%以上となった場合。 前年度までに20%を達成している場合は前年度と比較して当該年度の割合が上昇した場合。</p> <p>イ 女性の積極採用 前年度の1月から当該年度の12月までに採用した労働者のうち女性の割合が20%以上の場合。</p> <p>ウ 女性役員の増加 当該年度に新たに女性役員を登用した場合。</p> <p>エ 總職者の再雇用 結婚、出産、育児または介護を理由として離職した労働者を当該年度に再雇用した場合。 離職前、再雇用後の雇用形態は問わない。</p> <p>オ 治療と仕事の両立 不妊治療をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度があり又は新たに導入し、当該年度に利用実績があった場合（就業規則等に規定していること）。</p> <p>カ 正規雇用労働者への転換 非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換措置を設けており、当該年度に利用実績があった場合（就業規則等に規定していること）。</p>
男性の育児休業の取得推進	<p>ア 7日以上1か月未満 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に7日以上1か月未満（勤務を要しない日を除く。）連続した育児休業（出生時育児休業を含む）を取得すること。</p>

	<p>イ 1か月以上3か月未満 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、1か月（育児休業の開始日から起算して1か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含む。）以上3か月未満連續した育児休業を取得すること。（分割取得した場合はその合計が30日以上であれば可。出生時育児休業を含む。） また、出生時育児休業を4週間取得した場合も可とする。（分割取得した場合も可。）</p> <p>ウ 3か月以上 男性労働者（経営者の親族である者を除く。）が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、3か月（育児休業の開始日から起算して3か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含む。）以上連續した育児休業を取得すること。（分割取得した場合はその合計が90日以上であれば可。また、出生時育児休業を含む。）</p>
介護休業の取得促進	<p>ア 5日以上1か月未満 労働者が合計5日以上1か月未満（勤務を要しない日を除く）の介護休業（介護休暇を含む）を取得すること。</p> <p>イ 1か月以上 労働者が1か月（介護休業の開始日から起算して1か月後の応当日の前日まで。勤務を要しない日を含む。）以上連續した介護休業を取得すること。 (分割取得した場合はその合計が30日以上であれば可。介護休暇を含む。)</p>
所定外労働の削減	<p>取組期間における平均所定外労働時間数を、過去2年間の同時期と比較して15時間以上削減させること。 労働基準法第36条第4項に規定する上限規制を遵守すること。</p>
年次有給休暇の取得促進	<p>取組期間における年次有給休暇の平均取得日数を、過去2年間の同時期と比較して3日以上増加させること。 労働基準法第39条第7項に規定する取得義務日数を遵守すること。</p>

- 3 第1項第4号及び第5号に掲げる取組の取組期間は、参加決定日から当該年度の2月末日までの間の3か月間を設定するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号に掲げる取組の対象者は、原則として県内の事業所に勤務する全ての常時雇用する労働者とする。
- 5 第1項第4号から第5号に掲げる取組の対象となる事業所は、原則として県内の全ての事業所とする。ただし、労働者数や業務形態等によりこれによりがたい場合は、県の承認を得た上で特定の事業所等で参加することができるものとする。

（対象事業主）

第5条 対象取組の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、県内に事業所を有し、次の第1号に該当する者とする。ただし、国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設置行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分を国又は地方公共団体が出資している法人、又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源の

50%以上を国又は地方公共団体からの交付金若しくは補助金等によって得ている法人)は対象外とする。

(1) 福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく「働く女性応援」中小企業認証又は「仕事と生活の調和」推進企業認証を得た事業主又は認証を得る予定の事業主。

2 対象事業主は、前項の規定に加え次の各号のすべてに該当する事業主とする。

- (1) 雇用保険適用事業所であること
- (2) 暴力団関係事業所でない事業主であること
- (3) 県が行う普及啓発活動に協力できること

3 前条第1項第2号に掲げる取組に係る対象事業主は第1項及び第2項の規定に加え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

- (1) 就業規則等により育児休業制度を設けていること
- (2) 男性労働者(経営者の親族である者を除く。)がその養育する子が1歳2か月に達するまでの間に第4条第2項に掲げる所定日数以上の育児休業を取得し、当該休業終了後に原職等に復職していること。

4 前条第1項第3号に掲げる取組に係る対象事業主は第1項及び第2項の規定に加え、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

- (1) 就業規則等により介護休業制度を設けていること。
- (2) 第4条第2項に掲げる所定日数以上の介護休業(介護休暇を含む。)を取得し、当該休業後に原職等に復職していること。

5 前条第1項第1号の取組については、1事業所につき各項目1回までとする。

6 前条第1項第2号及び第3号の取組については、対象となる労働者は、連続する3か年度で3人を上限とする。

7 前条第1項第4号及び第5号の取組については、1事業所につき各取組1回までとする。

(奨励金交付額)

第6条 奨励金の交付額は次の各号のとおりとする。

(1) 女性活躍の推進(1項目当たり)	各200,000円
(2) 男性の育児休業の取得促進(1人当たり)	
ア) 7日以上1か月未満	100,000円
イ) 1か月以上3か月未満	200,000円
ウ) 3か月以上	300,000円
(3) 介護休業の取得促進(1人当たり)	
ア) 5日以上1か月未満	100,000円
イ) 1か月以上	200,000円
(4) 所定外労働の削減	200,000円
(5) 年次有給休暇の取得促進	200,000円

(事業参加の申込み)

第7条 第4条第1項第4号又は第5号に掲げる取組に参加を希望する事業主は、女性活躍・働き方改革支援奨励金事業参加申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申込むものとする。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届)
- (2) 就業規則等及び労働時間や休暇に関する規程
- (3) 会社案内又は会社概要(ホームページの写し可)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第1項第1号、第2号及び第3号の取組については事前の参加申込みは不要とする。

(事業参加の決定)

第8条 知事は、参加申込書を審査し、参加の可否を女性活躍・働き方改革支援奨励金事

業参加に係る審査結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 第4条第1項第4号から第5号までの取組を希望する事業者は、県が指定する社会保険労務士と、過去2年間の実績を確認し取組の目標を定めるものとする。

（申請及び実績報告）

第9条 第4条第1項第1号の奨励金の交付を受けようとする事業主は、当該年度の3月31日までに、女性活躍・働き方改革支援奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第3-1号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）

(2) 会社案内又は会社概要（ホームページの写し可）

(3) 取組を達成した日付と内容が客観的に証明できる書類の写し

(4) 就業規則、育児介護休業規程等の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号又は第3号の奨励金の交付を受けようとする事業主は、対象となった労働者が育児休業又は介護休業を取得する前の職等に復職した日以後の最初の3月31日までに、女性活躍・働き方改革支援奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第3-2号又は3-3号）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し（登記簿上の本社所在地が県外の場合又は県外の本社で一括して手続きを行っている場合を除き、県内の支店・営業所等の事業所の設置届）

(2) 会社案内又は会社概要（ホームページの写し可）

(3) 対象となる労働者の育児（介護）休業決定通知等、育児（介護）休業期間の確認ができるもの。

(4) 対象となる労働者の出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認できるもの

(5) 就業規則、育児・介護休業規程等の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第1項第4号又は第5号の奨励金の交付を受けようとする事業主は、取組期間の最終日から起算して1か月を経過した日又は参加決定年度の3月31日のいずれか早い日までに、女性活躍・働き方改革支援奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第3-4号）に、次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 取組の成果が確認できる書類（成果の一覧表、取組期間及び過去2年間の同時期に係る時間外労働命令簿や出勤簿の写し等）

(2) その他知事が必要と認める書類

4 第4条第1項第4号又は第5号の取組を実施した事業主は、県が指定する社会保険労務士に取組成果の確認を受けるものとする。

（交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、その他必要に応じて現地調査を行い、奨励金交付の可否について女性活躍・働き方改革支援奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請を取り下げができる期日）

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（交付）

第12条 知事は前条の交付決定を行ったときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

2 福島県次世代育成支援企業認証を得る予定の事業者への奨励金の支払いは、認証取得が確実になった場合に行うものとし、認証取得ができなかった場合は、女性活躍・働き

方改革支援奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付の決定を取り消すものとする。

（奨励金の交付決定の取り消し及び返還）

第13条 知事は、奨励金の交付を受けた事業主が、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、女性活躍・働き方改革支援奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付の決定を取り消すものとし、既に交付した奨励金がある場合は、女性活躍・働き方改革支援奨励金返還通知書（様式第6号）により返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 奨励金の交付を受けた事業主は、対象取組に係る証拠書類、帳簿等を常に整備し、第10条の通知を受けた日から、5年間保存しなければならない。

（その他必要な事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。